

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	シークス株式会社		コード	7613
提出日	2020/3/12	異動（予定）日	2020/3/27	
独立役員届出書の提出理由	独立役員の兼職の状況の変更による「選任の理由」の変更			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	高谷 晋介	社外取締役	○													○	訂正・変更 有
2	大森 進	社外取締役	○													○	訂正・変更 有
3	石橋 正紀	社外監査役	○													○	有
4	手島 泉	社外監査役															
5																	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		高谷氏は、北辰税理士法人の代表社員であり、フジ住宅株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、同氏は当期末時点で当社の株式を2,000株保有しております。同氏は、長年、公認会計士として培ってきた会計、税務知識を有しております。グローバルベースで当社の経営全般に関する提言をいただき、とりわけ、会計士としての視点から、当社の重要な投資案件、リスク管理、税務面等への的確な助言は極めて有効であり、当社の健全な成長にご尽力いただけると判断いたしました。また、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号等所定のいずれの基準にも該当せず、一般株主と利益相反のおそれがないと当社として判断するためであります。
2		大森氏はUBS証券株式会社の常勤監査役であります。同氏は、長年、外資系証券会社の経営トップを務められ、培ってこられた株式・資本市場におけるご経験は卓越したものがああります。経営トップとしてのご経験から経営戦略の策定等、実務にも精通しておられ、最近のコーポレートガバナンス、ESG、エンゲージメント等、機関投資家の求める高いレベルに到達していくための助言等は当社にとって不可欠であると判断いたしました。また、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号等所定のいずれの基準にも該当せず、一般株主と利益相反のおそれがないと当社とし
3		石橋氏は、税理士法人石橋・笠原事務所の所長、および株式会社京都銀行の社外監査役を兼務しております。同氏は、永年にわたり公認会計士、税理士として培われた専門的な知識・経験等を活かして、当社の監査体制の強化に貢献いただける人材であると判断いたしました。また、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号等所定のいずれの基準にも該当せず、一般株主と利益相反のおそれがないと当社として判断するためであります。
4		
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。